

仕 様 書

1. 件名

電子複合機賃貸借及び保守契約

2. 機器の構成

- (1) 仕様書別紙1及び別紙2のとおり
- (2) 契約締結後、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした物流遅延等により、契約期間開始日からの履行が困難となった場合、別途協議するところにより、コピー、プリント、FAX、スキャン機能を最低限有し、仕様書別紙1に定める要件を可能な限り満たした機器を、令和5年4月1日までに別紙2に定める設置場所に納入すること。

3. 予定数量

22台（内訳は別紙2のとおり）

4. 契約期間

- (1) （賃貸借） 令和5年4月1日～令和10年3月31日
（保守） 令和5年4月1日～令和6年3月31日
- (2) 契約締結後、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした物流遅延等により、契約期間開始日からの履行が困難となった場合、受注者は書面をもって発注者に通知し、契約期間開始日の変更について協議することができる。この場合においては、変更内容を書面をもって定めることとする。

5. 履行場所

| 部署 | 所在地 |
|------------|----------------------------|
| 四国運輸局 | 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館 |
| 徳島運輸支局本庁舎 | 徳島市万代町3-5-2 |
| 徳島運輸支局応神庁舎 | 徳島市応神町応神産業団地1-1 |
| 香川運輸支局 | 高松市鬼無町字佐藤20-1 |
| 愛媛運輸支局 | 松山市森松町1070 |
| 今治海事事務所 | 今治市片原町1-2 |
| 宇和島海事事務所 | 宇和島市住吉町3-1-3 |
| 高知運輸支局本庁舎 | 高知市棧橋通5-4-55 |
| 高知運輸支局大津庁舎 | 高知市大津乙1879-1 |

6. 機器搬入・設置・撤去業務

- (1) 設置する機器は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に適合した商品であり、新造品、「環境物品の調達に関する基本方針」

の定義による再生型機または部品リユース機であること。

- (2) 電子複合機等の搬入、設置、調整、契約期間終了後の撤去、及びこれに付帯する作業（電子複合機までのLAN ケーブル及びFAX 配線作業は除く）は、すべて受注者の負担において実施すること。
- (3) 納入する電子複合機にはネットワーク環境を設定し、ドライバーのインストールや設定については当局担当者と協議の上決定すること。クライアントパソコンと複合機を接続するために必要なドライバー等は受注者が準備するものとする。
- (4) 発注者が指定する電子複合機には、事前に渡す短縮ダイヤル（FAX 番号）等の情報を設定すること。
- (5) 電子複合機の設置等にあたっては監督職員と十分な協議を行い、工程表を提出し承認を得たうえで行うこと。
- (6) 電子複合機等は契約期間開始日からすべての機能が使用できるように設置し、取扱方法の適切な指導を行うこと。
- (7) 機器の設置にあたり、建物、工作物、備品等の損傷の防止に努め、損傷、汚損等した場合は直ちに監督職員に報告するとともに、請負者の責において完全に修復すること。
- (8) 設置等作業にあたり、職員及び来庁者等に危険の無いよう十分に配慮すること。
- (9) 設置等作業終了後は、残屑物の処分等、入念に片づけを行うこと。
- (10) 作業中疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ指示に従うこと。
- (11) 電子複合機等の賃貸借契約が終了したときは、受注者の責任において電子複合機等を撤去すること。なお、(7)～(10)は撤去作業時において準用する。
- (12) 機器納入完了後に検査職員の納入検査を行う。なお、納入検査には受注者が立ち会うものとする。納入検査の結果、本調達物品の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受注者は、直ちに当該機器を引き取り、その代替品を検査職員の指定した日時までに納入するものとする。

7. 保守業務及び保守料金

- (1) 保守の連絡先を当該機器の表面に明示すること。
- (2) 定期点検及び整備を行うこと。
- (3) 障害発生時には、当局職員の連絡後直ちに保守員を派遣し、機器の修繕を行うこと。
- (4) 保守作業が終了次第、発注者が指定する職員又は障害発生時に連絡した職員に終了した旨の報告を行うこと。報告と同時に保守の内容を明らかにした書面を作成し、職員に提出すること。
- (5) 本機器の機能維持のため、消耗品(用紙、ステイプル針以外)を随時供給すること。
- (6) 使用済消耗品(トナー、交換部品等)については、発注者の指定する場所から定期的、又は発注者の要求時に速やかに回収し、受注者の責任において適法に処理すること。
- (7) インターネットを利用し、下記項目について遠隔保守を行うこと。
 - ①メーターカウント情報の取得
 - ②トラブル情報の取得

③消耗品情報の取得と自動配送

④機械稼働状況の取得

(8) 保守料金の積算にあたっては、上記各事項を考慮するとともに、複合機保守に必要な一切の費用を含むこと。

(9) 入札にあたり保守料金額の算出は以下のとおりとすること。

① 各機器毎に枚数単価を設定する。カラー機についての色別区分、基本料金、使用枚数区分等があれば併せて明確に設定する。不良コピー相当枚数としての控除率も同様とする。

② ①を基に仕様書別紙2の12か月間の使用予定枚数から不良コピー相当枚数(端数切り上げ)を控除して、12か月の保守料金(端数切り捨て)を算出する。

8. 料金の請求

(1) 受注者は各月経過後、1か月分の料金を取りまとめたうえで、賃貸借料金と保守料金についてそれぞれ請求書を提出すること。

(2) 請求書には設置機器毎の請求内訳を記載若しくは添付すること。

(3) 料金の請求にあたり、1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(4) 消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(5) 請求については、不良コピー相当枚数を控除すること。

9. 遵守事項

(1) 本作業の従事者は、服装・名札・腕章等の着用により、当該者が本作業の従事者であることが明らかに認識できるようにしておくこと。

(2) 作業に直接関係ない場所へみだりに立ち入らないこと。

(3) 庁舎管理上の定められた注意事項については、必ず従うこと。

(4) 業務遂行上、知り得た事項を第三者に漏らさないこと。

10. その他

(1) 本契約により賃貸借する電子複合機等の令和5年度以降の保守契約については、一般競争又は随意契約により別途契約を結ぶこととする。

(2) 業務履行に際しては、関係法令を遵守すること。

(3) 本仕様書に記載のない事項、契約履行上生ずる疑義については、担当職員と協議のうえ指示に従うこと。

機器の構成

1. 設置場所に応じた機器の構成

別紙 2 のとおり。

2. 機器の仕様

本調達においての個別機能要求等は、別表「複合機機能要件」に定めるほか、下記のとおりとする。ただし、別紙 2 における四国運輸局印刷室に設置する機器については、(1) 及び (4) は適用しない。

(1) スキャナ機能

- ① 紙文書を電子化（スキャン）ができること。
- ② 宛先（送信先）の登録が複合機及びクライアントパソコンからできること。
- ③ 操作画面においてファイル名の入力や任意でのファイル形式及び解像度を設定ができること。
ファイル名の入力は、ひらがな、漢字、カタカナ、英字、記号、コード入力が可能であること。
- ④ 当局が指定するサーバのフォルダにスキャナデータを送信できること。ただし、PDF ファイルの圧縮機能と全文検索が可能な OCR テキスト付の PDF データを生成可能なこと。
- ⑤ カラー/モノクロを自動判別可能なこと。スキャンの際、白紙スキップが可能であること。

(2) プリンター機能

- ① 複合機のプリンターに関して、個別ログイン後に該当する利用者の印刷ジョブを表示する機能を有すること。
- ② ステイプル機能に関してはコーナー綴じ、ダブル綴じが可能なこと。

(3) セキュリティに関して

- ① 全機種にセキュリティ機能を有すること。
- ② 複合機内のジョブデータを消去または暗号化する機能を有すること。
- ③ 複合機のネットワーク設定、各種管理機能にパスワード設定ができること。
- ④ ジョブ履歴（コピー、ファックス、プリント、送信、受信）、通信管理レポートの開示の制限ができること。
- ⑤ 暗号化通信 TLS1.2 に対応すること

(4) FAX機能

- ① 送信文書の原稿を指定したフォルダへ自動保管ができること。
- ② ペーパーレス FAX 受信機能を有すること。

(5) 障害通報サービス機能

障害通報サービスを付加し、迅速に障害内容の切り分けを行い対処できる仕組みを構築すること。ネットワークを利用する場合はセキュリティ・通信データ量を考慮すること。

(6) その他

- ① ICカードがない場合でもユーザーごとの認証が可能でその利用者ごとにデフォルト設定やプリンタの情報が閲覧、印刷ができること。
- ② 設置場所、スペースの関係から機械本体正面に向かって右側を開けて紙詰まり処理が可能なこと。向かって左側面は扉の開閉がないこと。

複合機能要件 (別表)

| | | |
|---------------------|--|--------------------------------|
| 基本仕様 | | |
| 出力カラー対応 | | ○ |
| 両面出力 | | ○ |
| 最大原稿サイズ* | | 最大A3サイズまで:シート、ブック原稿、立体物 |
| メモリー | | 4GB以上 |
| SSDまたはHDD | | 256GB以上 |
| 操作パネル | | |
| 液晶パネル | | ○ |
| 出力速度 | | |
| 連続プリント速度(カラーA4) | | 60枚/分 以上 ×1台 40枚/分×21台 |
| 連続プリント速度(モノクロA4) | | 60枚/分 以上 ×1台 40枚/分×21台 |
| ファーストコピー・タイム(カラー) | | 6.5秒以下 |
| ファーストコピー・タイム(モノクロ) | | 5秒以下 |
| 給紙 | | |
| 給紙容量(標準) | | 500枚以上×4段+100枚以上(手差し) |
| 省エネ・環境対応 | | |
| グリーン購入法 | | ○ |
| 本体寸法・重量 | | |
| 大きさ(mm) | | 620(幅)×722(奥行き) 以内 |
| 機械占有寸法(mm) | | 1104(幅)×738mm(奥行き) 以内 |
| 質量(kg) | | 約130kg 以下 |
| 自動原稿送り装置の仕様 | | |
| ADF(自動原稿送り装置) | | ○ |
| 原稿の収容可能枚数(A4ヨコ) | | 250枚以上積載可(64g/m ²) |
| 排紙 | | |
| 2WAY排紙 | | ○ |
| プリンター機能の仕様 | | |
| プリント仕様 | | |
| 基本仕様 | | |
| プリント解像度 | | 1200dpi×1200dpi以上 |
| 留め置き印刷 | | |
| 印刷方式 | | |
| ジョブ一覧から印刷 | | ○ |
| ジョブ設定変更 | | |
| カラー⇒モノクロ変更 | | ○ |
| 部数変更 | | ○ |
| 片面⇒両面変更 | | ○ |
| ジョブ操作 | | |
| 削除 | | ○ |
| スキャナー機能の仕様 | | |
| スキャン仕様 | | |
| 基本仕様 | | |
| 電子メール送信 | | ○ |
| スキャン設定項目 | | |
| カラー/モノクロ | | ○/○ |
| 片面/両面 | | ○/○ |
| 原稿サイズ* | | 最大A3サイズまで |
| 原稿混載 | | ○ |
| 読み取り解像度 | | 最大600x600dpi |
| ファイル名 | | ○ |
| プレビュー | | ○ |
| スキャンのファイル形式 | | |
| 出力フォーマット | | PDF |
| 高圧縮PDF | | ○ |
| サーチャブルPDF(テキスト付PDF) | | ○ |
| 暗号化PDF | | ○ |
| 機器署名PDF | | ○ |
| 電子署名PDF | | ○ |
| FAX機能の仕様 | | |
| FAX仕様 | | |
| 基本仕様 | | |
| ワンタッチダイヤル登録件数 | | 200件 |
| 宛先表登録件数 | | 宛先表:1,600件 ユーザーグループ宛先表:400件 |

設置機器、設置場所及び12か月間使用予定枚数

| 設置機器 | | 設 置 場 所 | 12か月間使用予定枚数 | | |
|--|------------------------------------|--|----------------------------|---------|---------|
| 機種 | 機械番号 | | モノクロ | モノカラー | フルカラー |
| カラー機（モノクロ40枚／分、カラー40枚／分） F A X / プ リ ン タ / ス キ ャ ナ 付フルカラータイプ、内蔵フィニッシャー | 1 | 高松市サンポート3番33号 四国運輸局 総務部 | 193,632 | 2,280 | 20,520 |
| カラー機（モノクロ40枚／分、カラー40枚／分） F A X / プ リ ン タ / ス キ ャ ナ 付フルカラータイプ | 2 | 高松市サンポート3番33号 四国運輸局 交通政策部 | 118,188 | 6,204 | 55,800 |
| | 3 | 高松市サンポート3番33号 四国運輸局 観光部 | 60,420 | 528 | 4,800 |
| | 4 | 高松市サンポート3番33号 四国運輸局 自動車交通部 | 240,024 | 4,296 | 38,712 |
| | 5 | 高松市サンポート3番33号 四国運輸局 自動車技術安全部 | 74,340 | 1,548 | 13,908 |
| | 6 | 高松市サンポート3番33号 四国運輸局 鉄道部 | 96,060 | 4,680 | 42,072 |
| | 7 | 高松市サンポート3番33号 四国運輸局 海事振興部 | 152,112 | 2,064 | 18,612 |
| | 8 | 高松市サンポート3番33号 四国運輸局 海上安全環境部 | 131,292 | 984 | 8,808 |
| | 9 | 徳島市万代町3-5-2 徳島運輸支局本庁舎 | 83,244 | 348 | 3,180 |
| | 10 | 徳島市応神町応神産業団地1-1 徳島運輸支局 輸送・監査部門 | 68,784 | 1,596 | 14,412 |
| | 11 | 徳島市応神町応神産業団地1-1 徳島運輸支局 登録部門 | 98,064 | 1,308 | 11,784 |
| | 12 | 高松市鬼無町字佐藤20-1 香川運輸支局 企画観光・輸送・監査部門 | 84,000 | 972 | 8,784 |
| | 13 | 高松市鬼無町字佐藤20-1 香川運輸支局 登録部門 | 100,500 | 1,896 | 17,040 |
| | 14 | 松山市森松町1070 愛媛運輸支局 輸送・監査部門 | 126,540 | 1,596 | 14,376 |
| | 15 | 松山市森松町1070 愛媛運輸支局 登録部門 | 133,824 | 1,380 | 12,384 |
| | 16 | 今治市東門町4-3-16 (旧今治市立城東小学校) 愛媛運輸支局今治海事事務所 監理・運航部門 | 39,408 | 468 | 4,200 |
| | 17 | 今治市東門町4-3-16 (旧今治市立城東小学校) 愛媛運輸支局今治海事事務所 船舶・船員部門 | 17,304 | 156 | 1,380 |
| | 18 | 宇和島市住吉町3-1-3 愛媛運輸支局宇和島海事事務所 | 26,928 | 204 | 1,788 |
| | 19 | 高知市棧橋通5-4-55 高知運輸支局本庁舎 | 89,568 | 1,392 | 12,540 |
| | 20 | 高知市大津乙1879-1 高知運輸支局 輸送・監査部門 | 64,608 | 1,188 | 10,716 |
| | 21 | 高知市大津乙1879-1 高知運輸支局 登録部門 | 110,220 | 1,380 | 12,456 |
| | カラー機（モノクロ60枚／分、カラー60枚／分） / プ リ ン タ | 22 | 高松市サンポート3番33号 四国運輸局 印刷室 | 112,164 | 4,428 |
| 合計 | | | 2,221,224 | 40,896 | 368,172 |